



平成 22 年 1 月 28 日

各 位

会 社 名 吉本興業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 大崎 洋
(コード番号 9665 東証・大証第 1 部)
問 合 せ 先 業務推進本部 三浦 亮
(TEL. 03-3209-8302)

当社完全子会社化のための定款の一部変更及び 全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成 22 年 1 月 12 日付「当社完全子会社化のための定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「1 月 12 日付当社プレスリリース」といいます。)にてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行に係る当社定款の一部変更、当社の普通株式に全部取得条項を付すための定款の一部変更、当社による全部取得条項付普通株式(下記「Ⅰ. ②」において定義します。)の全部の取得及び株券発行に係る定款の一部変更について、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議し、また、当社の普通株式に全部取得条項を付すための定款の一部変更について、普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

記

Ⅰ. 当社の完全子会社化のための当社定款の一部変更等の内容

当社は、1 月 12 日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の当社定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式(下記②において定義します。)の全部の取得(以下、①から③の手續を総称して「本定款一部変更等」といいます。)等について必要なご承認を頂くため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更して、種類株式を発行する旨の定めを新設する。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。)を付す(以下全部取得条項が付された当社普通株式を「全部取得条項付普通株式」といいます。)。なお、全部取得条項付普通株式の内容としては、当社が株主総会の決議によって、全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引き換えに、上記①による A 種種類株式を 500 万分の 1 株の割合をもって交付する旨を定めるものとする。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①および②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社は、株主(当社を除きます。)の皆様から当社の全部取得条項付普通株式全てを取得し、当該取得と引き換えに、株主(当社を除きます。)の皆様に対して、取得対価として全部取得条項付普通株式 1 株につき A 種種類株式を 500 万分の 1 株の割合をもって交付する。

Ⅱ. 当社の完全子会社化のための当社定款の一部変更(本定款一部変更等のうち①及び②)の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

本定款一部変更のうち①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。本定款一部変更等のうち②は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました(本臨時株主総会第1号議案にかかる定款変更の内容は、1月12日付当社プレスリリースの「I. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」記載の変更の内容のとおりであり、本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会議案に係る定款変更の内容は、同プレスリリースの「I. 2. 全部取得条項を付するための定款一部変更の件」記載の変更の内容のとおりであります。)

2. 定款変更の効力の発生

本定款一部変更のうち①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。また、本定款一部変更等のうち②の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成22年3月1日に発生いたします。

III. 全部取得条項付普通株式の取得(本定款一部変更等のうち③)の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得に関する決定は、本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、1月12日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社が、会社法第171条第1項に基づき、株主総会の決議によって、全部取得条項付普通株式の全てを取得し、本定款一部変更等の①および②による変更後の定款の定めに従い、全部取得条項付普通株式1株と引き換えに、A種種類株式500万分の1株を交付するものであります(かかる割当比率による割当の結果、クオンタム・エンターテイメント株式会社(以下「クオンタム・エンターテイメント」といいます。)を除く各全部取得条項付普通株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定であります。)

2. 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得(本定款一部変更等のうち③)の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本定款一部変更等のうち②の効力発生を条件として、平成22年3月1日(以下「取得日」といいます。)に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株主に対する当社A種種類株式の割当の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数に相当する株式を、法令の定める手続に従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件に売却することにより、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主に交付します。但し、上記売却にあたっては、当該端数の合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数部分は会社法第234条第1項により切り捨てられ、売却の対象となりません。なお、この場合であっても、売却代金の交付に際しては、各全部取得条項付普通株主が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。

かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てクオンタム・エンターテイメントへその全部を売却することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株主が保有する当社全部取得条項付普通株式数に金1,350円(クオンタム・エンターテイメントが当社普通株式に対して公開買付けを行った際の当社普通株式1株あたりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を、全部取得条項付普通株主に対して交付できるような価格に設定することを予定しております。

IV. 株券発行に係る定款一部変更の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

株券発行に係る定款一部変更は、本臨時株主総会における第4号議案として付議され、承認可決されました(本臨時株主総会第4号議案にかかる定款変更の内容は、1月12日付当社プレスリリースの「Ⅲ. 株券発行に係る定款一部変更の件」記載の変更の内容のとおりであります。)

2. 定款変更の効力の発生

株券発行に係る定款一部変更は、本臨時株主総会における承認可決により、本定款一部変更等のうち③の効力発生を条件として、平成22年3月1日に発生いたします。

V. 本定款一部変更等に関する日程の概略(予定)

本定款一部変更等に関する日程の概略(予定)は以下のとおりです。

なお、本定款一部変更等の結果、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所および株式会社東京証券取引所の上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式に係る株式は平成22年1月28日から同年2月23日までの間、整理銘柄に指定された後、平成22年2月24日をもって上場廃止になる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を株式会社大阪証券取引所市場および株式会社東京証券取引所市場において取引することはできません。

平成22年1月28日(木) 整理銘柄への指定

平成22年1月28日(木) 本定款一部変更等の①及びこれに伴う所要の定款一部変更の効力発生日

平成22年1月29日(金) 基準日設定公告

平成22年2月23日(火) 当社普通株式の最終売買日

平成22年2月24日(水) 当社普通株式の上場廃止日

平成22年2月28日(日) 全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日

平成22年3月1日(月) 本定款一部変更等の②の定款一部変更の効力発生日

平成22年3月1日(月) 本定款一部変更等の③の当社による全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の効力発生日

平成22年3月1日(月) 株券発行に係る定款一部変更の効力発生日

以上